



各 位

平成 18 年 11 月 16 日

会 社 名 株式会社ネットプライス
代表者名 代表取締役社長 佐藤 輝英
(コード番号 3328 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 中村 浩二
経営管理本部長
(TEL . 03 - 5739 - 3350)

取締役および監査役に対する

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

本日開催されました取締役会において、当社の取締役および監査役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて下記のとおり決議し、平成18年12月18日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成 11 年 11 月 18 日開催の創立総会の決議において、取締役の報酬額は、年額 2 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）監査役の報酬額は、年額 5,000 万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役及び監査役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額 4,500 万円、監査役に対する報酬として年額 1,500 万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 取締役及び監査役に対して新株予約権を発行する理由

当社の取締役の業績向上や企業価値の増大、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、株主重視の経営意識を高めるとともに健全な経営体質の確立を図ることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

取締役については普通株式 300 株を、監査役については普通株式 100 株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、決議日後株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2)新株予約権の総数

取締役については普通株式 300 個を、監査役については普通株式 100 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は、1 株とする。（ただし（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(3)新株予約権と引換えに払込む要否

新株予約権と引換えに払込むことを要しないものとする。

(4)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値の金額とし、1 円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合及びその他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日後に当社が、他社と合併する場合及び会社分割、資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には合理的な範囲で行使価額を調整できるものとする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

平成 23 年 12 月 19 日から平成 28 年 12 月 18 日までとする。

(6)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社役職員並びに関係会社の取締役及び使用人の地位にあることを要する。ただし、取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の新株予約権の行使に関する条件については、取締役会決議により定めるところによる。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が

生じたときは、その端数を切上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(10)その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において決定するものとする。

以上